（経営管理）

第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

（業務の透明性の確保）

第５条　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

第２章　遵守事項等各則

第１節　営業店登録の申請等に関する規則

（目的）

第６条　本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下この節において「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第７条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このことから、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院の附帯決議（以下「附帯決議」という。）を踏まえ、一定の地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置しようとする場合の取扱いを定めるものとする。

なお、既往の有人店舗又は無人店舗についても、多重債務問題の解決の趣旨を踏まえ、適切な対応に努めるものとする。

（定義）

第７条　本節において用語の定義は以下のとおりとする。

⑴　「有人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務している自社で設置する営業店をいう。

⑵　「無人店舗」とは、貸付けに関する業務（貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。）に従事する従業者が勤務しておらず、自社所有の自動契約受付機又は自動契約受付機及び現金自動設備が設置されている営業店をいう。

⑶　「郊外」とは、既成の市街区域の近郊にあり、自動車での交通を基礎とする幹線道路を中心とする商業地域をいう。

⑷　「近隣」とは、該当する建物の敷地及びこれらの用に供するものと認められる土地を含む周囲100メートルの区域内を目処とした地域をいう。

⑸　「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第９章に定める大学をいい、短期大学及び当該外国の学校教育制度において当該外国の大学として位置付けられ、その一部が日本国内に設置されている、いわゆる「外国大学の日本校」は含まれないものとする。

（一定の地域又は場所における有人店舗又は無人店舗の設置等）

第８条　協会員等は、以下に掲げる場合において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

⑴　商業地域及び近隣商業地域において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物にいわゆる競馬、競輪、競艇等に関する施設、パチンコ店（スロット店含む。）又は性風俗関連施設などの遊技施設等（以下この節において「遊技施設等」という。）が設けられているとき（大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第２項に定める「大規模小売店舗」（以下この節において「大規模小売店舗」という。）内に設置する場合を除く。）。

⑵　郊外において無人店舗を設置する場合であって、近隣に遊技施設等が設けられているとき。

⑶　全ての地域又は場所において有人店舗又は無人店舗を設置する場合であって、同一又は隣接した建物において、大学に係る施設が設けられているとき（大規模小売店舗内に設置する場合を除く。）。

２　協会員等は、以下に掲げる場合（営業所の移転、合併、会社分割又は事業譲受等その他特段の理由がある場合を除く。）において有人店舗又は無人店舗を設置するにあたっては、多重債務者の発生を防止する本節の目的を踏まえ、原則として、新たな有人店舗又は無人店舗の設置を行わないものとする。

⑴　商業地域又は近隣商業地域において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により有人店舗又は無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

⑵　郊外において、同一の建物においてすでに２以上の貸金業者により無人店舗が設置されているとき（なお、大規模小売店舗においては、当該建物の各階ごとに別の建物として取り扱うこととする。）。

（協会員による説明）

第９条　協会員等は、有人店舗又は無人店舗の設置状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規定に則ったものであることを説明することができるように、有人店舗又は無人店舗の設置時の写真を撮影してこれを保存するなど、協会員等において適切な措置を講じなければならない。

第２節　貸金業の業務の適切な運営を確保するための措置に関する規則

（目的）

第10条　本節の定めは、協会員が法第12条の２の規定に従い、貸金業の業務の適切な運営を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（社内態勢整備）

第11条　協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。

⑴　経営管理等
⑵　法令等遵守態勢
⑵の２　反社会的勢力による被害の防止
⑶　個人顧客情報の安全管理措置等
⑷　外部委託
⑸　取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置をいう。）
⑹　相談及び助言の対応態勢
⑺　苦情及び紛争等の対応態勢
⑻　貸金業務取扱主任者
⑼　禁止行為
⑼の２　利息・保証料等に関する制限等
⑽　契約に関する説明
⑾　過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）
⑿　広告の取扱い
⒀　書面の交付義務
⒁　取立て行為
⒂　取引履歴の開示
⒃　債権譲渡等
⒄　営業店登録
⒅　過払金支払